

## 令和3年度 京都市立大宅小学校「学校いじめの防止等基本方針」

### 1 総 則

#### (1) 目 的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

#### (2) 基本理念

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことがいじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのために、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童館、教育観に立って指導を徹底していく。

### 2 いじめ対策委員会（原則、毎週水曜日放課後）

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）※緊急対応時はこの限りではない。

- ・校長 ・教頭 ・副教頭 ・生徒指導主任 ・養護教員 ・教育相談主任
- ・生徒指導部担当教員 ・当該の担任及び学年主任 ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー（以下SSW）

#### イ 役割・取組内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

#### ウ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・全校朝会で児童に説明。
- ・授業参観、学級懇談会、個人懇談会等で保護者に説明。
- ・PTA総会で保護者に説明。
- ・憲法月間「学校便り」で保護者に周知。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習環境の整備

- ・机、椅子、ロッカー等の整理整頓、清掃等を確実に行う。
- ・画鋲、フックなどの危険なものがないか、こまめに確認する。
- ・掲示物をこまめに確認し、剥がれかけていれば直す。
- ・単元に応じて、関連する図書を整備する、生き物を飼育する、関連する写真や物品を展示するなど興味・関心を持たせる工夫を行う。
- ・ICTを活用し、児童の意識を集中しやすくする。

##### イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・自ら問題を設定し、その解決に主体的に取り組むような授業展開の工夫。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導をおこなう。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・小中一貫教育の充実。
- ・ICTを積極的に活用した授業展開（GIGAスクールの推進）
- ・学習予定表を活用した1週間の見通しのある学習計画の遂行。

##### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・子どもの自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める活動の工夫。
- ・地域の人をはじめ様々な人と交流する体験活動を通して、社会の一員として必要となる「公共の精神」を高める。
- ・豊かな人間性や道徳性、協調性を基盤とする「自ら律する力」を高める活動の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるこことをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「道徳の日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施。

##### エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の人権集会（えがお集会）の実施。
- ・集会等を利用しての感動体験発表。
- ・児童による「あいさつ運動」の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語（えがおの言葉、えがおの作文）の作成。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・学年集会の中でのいじめに関する教職員の話。
- ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施と事後指導。
- ・学校だより等での「コラム」の有効活用。

## **オ 儿童同士の絆づくり**

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・異学年集団による縦割り活動の充実。
- ・学校行事、学級活動などを通しての人間関係づくり。
- ・部活動の充実。

## **(2) いじめ早期発見・積極的認知のための措置**

### **ア 日常の児童に関する情報共有**

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

### **イ 儿童に対する定期的な調査**

#### **(ア) アンケートなど**

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

#### **(イ) 教育相談など**

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施と発見の強化。
- ・スクールカウンセラーやSSWとの連携による教育相談。

#### **(ウ) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処**

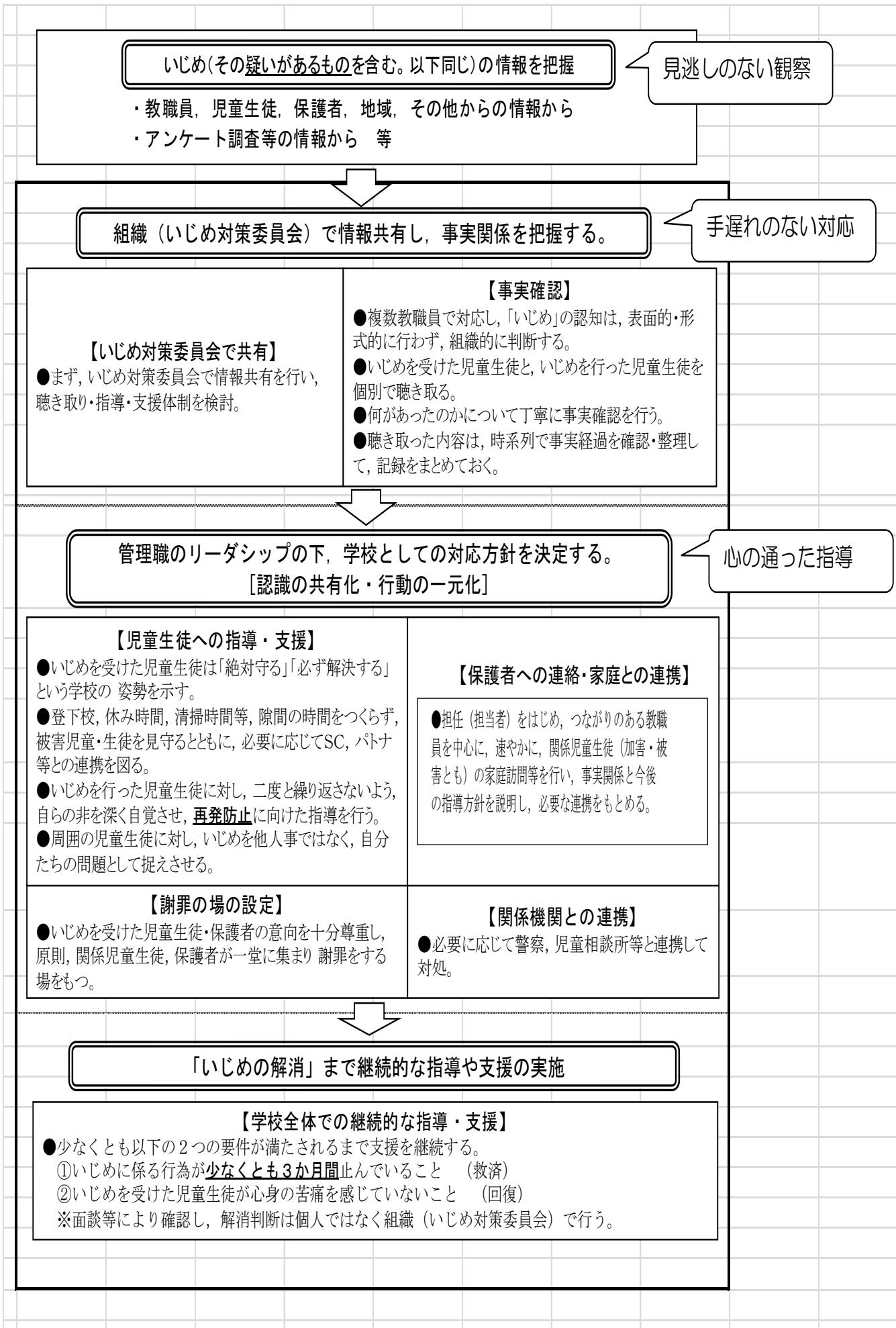
- ・家庭訪問による相談機会の拡充。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

## **(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組**

### **ア 基本的な考え方**

組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った児童へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け、適切かつ継続的に指導者支援を行う。この際、児童の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮するものとする。

## イ いじめ事案に対する組織的な対応と流れ



## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルに関わる指導の推進。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

### (4) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ア 保護者・地域への情報発信及び啓発・協同の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・学校ホームページの中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・評価アンケートの結果の分析。
- ・P D C A サイクルでの見直し。
- ・小中連絡協議会を通して、小中学校間の情報共有を図る。

## 5 重大事態への対処

### ア 基本的な考え方

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことがもとめられるが、万一、重大事態が発生した場合には、下記のように対処するとともに、その再発防止のため必要な措置を行うこととする。

### イ 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。  
① いじめによって、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
② いじめによって、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。

- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

**京都市教育委員会が調査主体の場合**

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、予定を変更する場合があります。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会①②③ 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 小中連絡協議会①	着任式・始業式・入学式 学級開き 「休み時間の見守り」強化週間 道徳の日① 6年花背山の家宿泊学習		
5 道徳強化月間	いじめ対策委員会④⑤⑥ 学級経営方針の交流会 小中連絡協議会② 生徒指導校内研修会①	憲法月間（学校長講話） 朝会（いじめ対策委員会のメンバーを児童に紹介） 道徳の日② 2年5年非行防止教室 1年生を迎える会 「えがおの言葉・えがおの作文」づくり		参観・懇談会① 憲法月間「学校便り」にて啓発
6	いじめ対策委員会⑦⑧⑨⑩ 小中連絡協議会③	道徳の日③ 6年薬物乱用防止教室	いじめに関する記名式アンケートの実施① 教育相談月間（個人懇談）	学校運営協議会で説明①
7	いじめ対策委員会⑪⑫⑬ 小中連絡協議会④	道徳の日④ 終業式	クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会①
8	いじめ対策委員会⑭ 学校いじめ防止プログラムの見直し① 「いじめ」に特化した研修会 「いじめに関する記名式アンケート等の調査結果の情報共有」 小中合同研修①	サマースクール 始業式 「休み時間の見守り」強化週間		
9 道徳強化月間	いじめ対策委員会⑮⑯⑰ 小中連絡協議会⑤	道徳の日⑤ 5年花背山の家宿泊学習		人権月間 参観・懇談会②
10	いじめ対策委員会⑯⑯⑰⑱ 小中連絡協議会⑥ 生徒指導校内研修会②	道徳の日⑥ 体育発表会 6年修学旅行		学校運営協議会で説明と評価② 学校評議員会で説明①
11	いじめ対策委員会⑲⑳⑳⑳ 「いじめ」に特化した研修会② 小中合同研修②	道徳の日⑦ 学習発表会	学校評価の実施と分析①	

<b>12</b>	いじめ対策委員会⑯⑰⑱ 学校いじめ防止プログラムの見直し② 小中連絡協議会⑦	道徳の日⑧ 終業式		個人懇談会② 家庭教育学級
<b>1</b>	いじめ対策委員会⑯⑰⑱ 小中連絡協議会⑧	始業式 道徳の日⑨ 持久走大会	いじめに関する無記名アンケートの実施②	
<b>2</b>	いじめ対策委員会⑩⑪⑫⑬ 小中連絡協議会⑨ 生徒指導校内研修会③ 「年間反省」 「いじめに関する無記名アンケート等の調査結果の情報共有」	道徳の日⑩ 校内図工展	学校評価の実施と分析②	新1年入学説明会 参観・懇談会③ 学校運営協議会で説明と評価③
<b>3</b>	いじめ対策委員会⑯⑰⑱ 学校いじめ防止プログラムの見直し③ 小中連絡協議会⑩	道徳の日⑪ えがお集会 6年生を送る会 卒業式 修了式		えがお集会 学校評議員会で説明と評価②

\* 学校だより（毎月発行）、学校ホームページ等で、適宜、保護者への働きかけをおこなう。  
 \* 5・9月を「道徳強化月間」とし、規範意識についての学習を計画的、重点的におこなう。